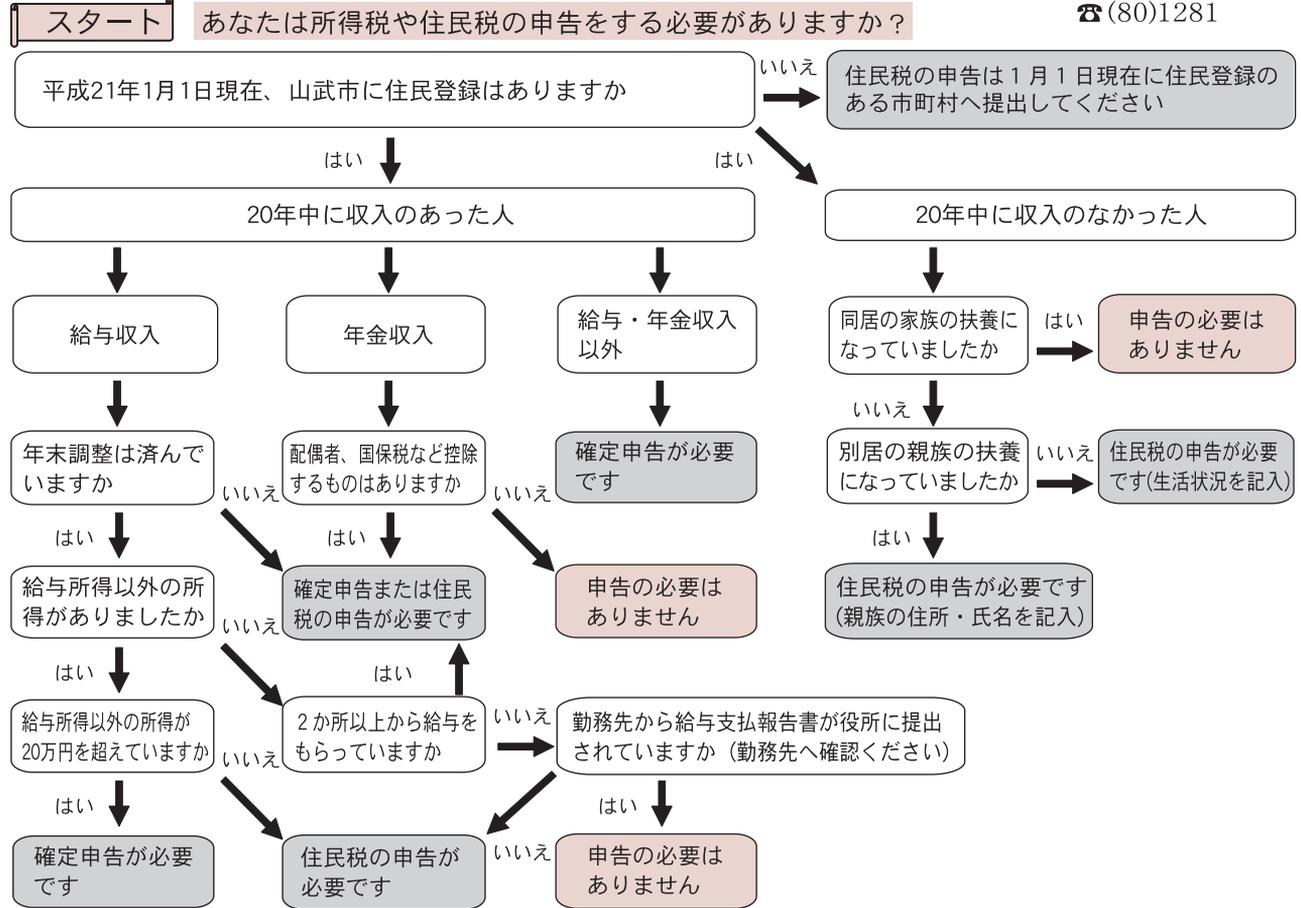


2月16日から3月16日まで 所得税 住民税 の申告相談・受付期間

問 課税課市民税係
☎(80)1281



◆申告に必要なもの

- ・ 印鑑
- ・ 給与、年金所得者は源泉徴収票または、収入金額を証明するもの
- ・ 事業所得者(農業・営業等)は収支内訳明細書または収入や経費がわかる帳簿・書類
- ・ 医療費控除を受ける場合は医療費などの領収書(所得によって対象とならない場合もあります)
- ※保険金などで補てんされた場合は、その金額のわかるもの
- ・ 租税公課は、納税通知書などを確認してください。
- ・ 社会保険料、生命保険料、地震保険料、雑損、寄附金などの控除を受ける人は、領収書や証明書など
- ・ 国民年金保険料は、社会保険庁や年金基金発行の控除証明書の添付が必要

【注】電話によるお問い合わせは、個人情報保護のためお答えできません。お手元の納税通知書、領収書などでご確認ください。

◎平成20年中に10年以上のローンでマイホームを取得し、住宅借入金等特別控除を受ける人は、源泉徴収票(原本)、購入者本人の住民票、収入印紙の貼付された売買契約書または請負契約書(写し)、登記事項証明書(原本)、金融機関の借入金年末残高証明書、計算明細書(税務署・市役所課税課に用意)

◆**事業所得の方は収支内訳書の添付を**
 営業・農業・不動産所得を申告する場合は、総収入金額や必要経費の内訳を記載した「収支内訳書」を作成のうえ申告会場においでください。

◆譲渡所得の申告について

平成20年中に土地(借地権)や建物などの不動産を売った場合、ゴルフ会員権や株式などの資産を売った場合は、譲渡所得などについて所得税の確定申告が必要です。

◆始めませんかe-TAX

・ e-TAXなら、自宅やオフィスからインターネットを利用して国税の申告、申請・届出などができます。

・ 平成20年分の所得税確定申告を、e-TAXを利用して行うと、所得税額から最高5千円の控除を受けることができます。(平成19年分の確定申告で、この税額控除の適用を受けた人は受けられません)